

強大な台風発生のおそれ段階から、リスクコミュニケーションを展開
～国土交通省の防災行動計画【第1版】作成～

国土交通省では、災害対策基本法の改正を受けて、災害発生のおそれ段階から、省を挙げたリスクコミュニケーション※を展開するため、防災行動計画【第1版】を作成し、一人でも多くの方が円滑に逃げられるような社会の実現を目指します。

- 本年改正された災害対策基本法により、強大な台風の接近等、特別警報を発表する可能性がある場合に、政府は、災害発生のおそれ段階から災害対策本部を設置し、災害発生前であっても、国、地方公共団体、指定公共機関等が一体となって災害応急対策を実施できることとなりました。
- 今般、国土交通省では、防災行動計画に基づくリスクコミュニケーションを実施するとともに、実際の災害対応で得た改善点を随時反映し、計画の充実を図ってまいります。また、計画の実効性をさらに高めていくために、平常時におけるリスクコミュニケーションも強化してまいります。

※自然災害に関するリスクを題材として、あらゆる関係者(国、地方公共団体、指定公共機関に加え、民間企業や国民の皆様も含む)が、複数の主体間で行うコミュニケーション(情報共有、意見交換、協働など)。

【添付資料】

- 別紙 1 概要
- 別紙 2 災害発生のおそれ段階における国土交通省の防災行動計画【第1版】～特別警報発表の可能性のある強大な台風の接近を想定～

【お問合せ先】国土交通省水管理・国土保全局防災課

課長 補佐 野村 文彦 TEL : 03-5253-8111 (内線 35-726)

計画係長 田口 真矢 (内線 35-729)

03-5253-8457 (直通)

FAX : 03-5253-1607

- 強大な台風の接近等、特別警報を発表する可能性がある場合に、政府は、災害発生のおそれ段階から災害対策本部を設置し、災害発生前であっても、国、地方公共団体、指定公共機関等が一体となって 災害応急対策を実施(令和3年5月20日施行 改正災害対策基本法)。



- 国土交通省では、あらゆる関係者が連携して災害応急対策を実施する体制を構築するため、災害発生のおそれ段階から、省を挙げたリスクコミュニケーション(住民等への的確な情報発信、避難情報を発令する市町村支援の充実、関係機関との連携強化等)を展開することとし、今般、その防災行動計画【第1版】を作成。
- 今後、強大な台風の接近等に当たっては、本計画に基づいてリスクコミュニケーションを実施するとともに、実際の災害対応で得た改善点を随時反映して計画の充実を図る。また、計画の実効性をさらに高めていくために、平常時におけるリスクコミュニケーションも強化。

<防災行動計画【第1版】における主なリスクコミュニケーション>

(【〇日前】は特別警報を発表すると想定される日までの日数)

住民等への的確な情報発信

- ・ 合同記者会見により、気象や河川に関する今後の見通し等を解説【4日前～】
- ・ 鉄道の計画運休の可能性など、交通に関する影響を発信【2日前～】
- ・ 交通機関の運休など、サービス停止の情報を発信【当日】

避難情報を発令する市町村支援の充実

- ・ 避難情報発令に必要な河川、砂防、海岸の情報の連絡体制(ホットライン)の構築【4日前】
- ・ 河川、砂防、海岸に関する今後の見通しを伝達【3日前～】
- ・ リエゾン、JETT、排水ポンプ車等を派遣【2日前～】
- ・ リエゾンやJETTが活動を開始、排水ポンプ車等を前進配備【1日前】

関係機関※との連携強化

- ・ 連絡体制の確保【4日前】
- ・ 所管施設の点検、備蓄状況の確認等の事前対応や災害時の的確な情報提供などを指示・周知・要請【4日前】
- ・ 「水際・防災対策連絡会議」等を通じた情報提供【3日前～】

※ 都道府県、高速道路や空港・港湾など関係施設の管理者、交通や物流などの関係事業者等

防災行動計画【第1版】に基づくリスクコミュニケーションによる対応強化

- ✓ 住民等への的確な情報発信により、事前準備が充実、円滑な避難を実現
- ✓ 市町村への支援の充実を図ることにより、市町村がよりの確に避難情報を発令
- ✓ 関係機関との連携強化により、災害応急対策が充実

住民、企業 等

事前準備が充実

円滑な避難を実現

住民等への的確な情報発信

- ・合同記者会見
- ・影響予測の発信 等

従前の対応よりも災害の影響を実感

避難情報を発令する市町村支援の充実

- ・ホットライン構築
- ・リエゾンの派遣 等

従前の対応よりも1～2日程度前倒し

国土交通省、関係機関※

災害応急対策が充実

関係機関との連携強化

- ・連携体制の確保
- ・事前対応の実施 等

従前の対応よりも
2日程度前倒し

※都道府県、高速道路や空港・港湾など
関係施設の管理者、交通や物流などの
関係事業者等

- ・情報提供
- ・避難指示 等

市町村

よりの確に実施

注) ここに記載している「従前の対応」は、令和2年台風第10号における災害応急対策

東京管区気象台と関東地方整備局の共同記者会見

令和元年10月11日、東京管区気象台と関東地方整備局は台風19号の現状と今後の見通しについて、**初の共同会見**を実施。

